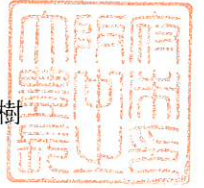


豊環減第 892 号

令和 6 年(2024 年) 3 月 8 日

豊中市従業員労働組合
執行委員長 松本 真次 様

豊中市長 長 内 繁 樹



労使関係ルールに関わる諸要求について (回答)

2024 年 2 月 27 日付豊従発 24-04 で申入れがあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 賃金・労働条件の決定にあたっては、労使協議・交渉を実施し、その合意に基づくものとする。
2. 職場の存廃や業務委託、人事評価制度等は、職員の賃金・労働条件にも多大な影響を与えることから、企画段階から事前協議をおこなうこと。
3. 各職場の人員配置と業務状況を随時点検・把握し、適正な人員配置と職場環境の改善について、労使協議をおこなうこと。
4. 政策や財政など環境部に関わる諸課題については、適宜、意見交換会や政策協議の場を設置し、その解決を図ること。

【回答】

賃金制度や人事評価制度などの市全体に関わる制度の問題については、市労連の場で引き続き協議されたい。環境事業所に関わる労働条件等の問題については、従前どおり、労使協議等を尊重し真摯に対応していく姿勢を堅持していく。

以 上